

津市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱

令和 3 年 3 月 3 1 日訓第 2 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が実際に家庭用生ごみ処理機を使用し、その効果を体験することにより、家庭用生ごみ処理機の普及を促進し、もって市民による生ごみの自家処理の推進を図り、ごみの減量化及び資源循環への意識の高揚に資するため、家庭用生ごみ処理機を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「家庭用生ごみ処理機」とは、電力又は手動により機械的に容器内部の生ごみをかくはんさせ、生ごみを減量化又は堆肥化する処理機をいう。

(対象者)

第 3 条 家庭用生ごみ処理機の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者（営利を目的として生ごみの堆肥化又は減量化に係る事業を営む者を除く。）であって、過去にこの要綱に基づく貸与を受けたことがないもの
- (2) 家庭用生ごみ処理機の設置場所を確保できる者
- (3) 市長が別に実施する家庭用生ごみ処理機に関するアンケート調査等に協力できる者

(貸与基数等)

第 4 条 家庭用生ごみ処理機の貸与基数は、1 世帯につき 1 基とする。

2 家庭用生ごみ処理機の貸与期間は、3 箇月以内とする。

(貸与)

第 5 条 家庭用生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用生ごみ処理機貸与申請書（第 1 号様式）に運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートその他の本人であることが確認できる官公署が発行した書類等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その

結果を家庭用生ごみ処理機貸与決定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第６条 家庭用生ごみ処理機の貸与は、無償とする。ただし、家庭用生ごみ処理機の引取り及び返却並びに貸与期間中の維持管理に要する一切の経費は、前条第２項の規定により家庭用生ごみ処理機の貸与の決定を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（管理責任）

第７条 使用者は、家庭用生ごみ処理機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しないこと。
- (2) 家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。

２ 使用者は、家庭用生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生したときは、家庭用生ごみ処理機事故報告書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第８条 前条第２項の事故が使用者の故意又は過失によって生じたときは、使用者は、その修理等に係る損害を賠償しなければならない。

（返却）

第９条 使用者が第３条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合若しくは第７条第１項の規定に違反した場合又は貸与期間が満了した場合は、速やかに家庭用生ごみ処理機を返却しなければならない。

２ 前項の場合において、使用者は、家庭用生ごみ処理機を返却しようとするときは、家庭用生ごみ処理機返却届（第４号様式）を市長に提出するものとする。自主的に返納しようとする場合も、同様とする。

（委任）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和３年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

家庭用生ごみ処理機貸与申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

津市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、
家庭用生ごみ処理機の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貸与期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 添付書類

3 遵守事項

貸与を受けるに当たり、次のことを遵守します。

- (1) 家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しません。
- (2) 家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しません。
- (3) 家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理をします。

第2号様式（第5条関係）

家庭用生ごみ処理機貸与決定（却下）通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました家庭用生ごみ処理機の貸与について、津市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱第5条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 決定区分 決定・却下（理由： ）

2 貸与期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 遵守事項

貸与を受けるに当たり、次のことを遵守すること

- (1) 家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しないこと。
- (2) 家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。

第3号様式（第7条関係）

家庭用生ごみ処理機事故報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名

電 話

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

次のとおり、 年 月 日付けで貸与を受けました家庭用生
ごみ処理機に事故が発生しましたので報告します。

1 事故発生日 年 月 日

2 事故内容 亡失・破損・故障・その他（ ）

第 4 号様式（第 9 条関係）

家庭用生ごみ処理機返却届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

電 話

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

次の理由により、 年 月 日付けで貸与を受けました家庭
用生ごみ処理機を返却します。

返却理由